

# 重要事項説明書

教育・保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 第 1 事業者

事業者名称	社会福祉法人 済聖会
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中区栄 3-14-7
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 林 牧絵
電話番号	052-265-0190

## 第 2 ご利用施設

施設の種別	幼保連携型認定こども園
施設の名称	しんほそぐちこども園
施設の所在地	名古屋市緑区細口 2-807
管理者氏名	安藤 佳世
連絡先	電話 052-842-9448 FAX 052-842-9447

## 第 3 施設の目的・運営方針

（施設の目的）

しんほそぐちこども園（以下、「本園」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及びなごや子どもの権利条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とし、この規程は、その施設の運営について重要事項に関する事項を定める。

#### 第4 施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	850.22 m <sup>2</sup>
	園庭	200.97 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	412.19 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	つばめ組(0歳児クラス)、こだま組(1歳児クラス)
保育室	4室	ひかり組(2歳児クラス)、あさひ組(3歳児クラス)、のぞみ組(4,5歳児クラス)
調理室	1室	

#### 第5 利用定員

認定区分		利用定員
1号認定子ども		3人
2号認定子ども		30人
3号認定子ども	満1歳以上	24人
	満1歳未満	6人

## 第 6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 57 号)」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
副園長	1	1		
主幹保育教諭	1	1	—	
保育教諭	12	9	3	
講師	1	—	1	
調理員	3	2	1	栄養士の兼務有り

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

## 第 7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	
副園長	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	
主幹保育教諭	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	
保育教諭	早番 6 : 4 5 ~ 1 5 : 4 5 日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅番 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 ※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
調理員	7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 *ローテーションにより、勤務時間帯は異なります。	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります

## 第 8 教育・保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	1 号	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土	
	2・3 号	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土	
開 所 時 間 (延長保育)	1 号	平日	8 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0 ただし、 夏季休業（8月の1週間程度） 冬季休業（12月下旬から1月初旬にかけて園が定める2週間程度） 春季休業（3月下旬から4月初旬にかけて園が定める2週間程度） を除く。 ※新2号認定はこの限りでない
		土曜日	休園日
		日曜・祝日	休園日
	2・3 号	平日	7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 (~ 1 9 : 0 0)
		土曜日	7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 (~ 1 9 : 0 0)
		日曜・祝日	休園日
		コア時間	8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
学 期	1 号	1 学期	4 月 1 日 ~ 8 月 3 1 日
		2 学期	9 月 1 日 ~ 1 2 月 3 1 日
		3 学期	1 月 1 日 ~ 3 月 3 1 日

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される教育・保育給付認定の各区分を表しています。

## 第 9 提供する教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる教育・保育の提供等を適切に行います。

### (1) 当園の教育・保育理念

こどもの「生きる力」（独り立ちし社会の中で生きていく力）の基盤づくりを支援する

### (2) 当園の教育・保育の目標

『アタマ・ココロ・カラダ』の三位一体「興育」～興味・体験・感動・気づき

(3) デイリープログラム（一日の流れ）

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
7:00	合同保育（乳児・幼児）	7:00	合同保育（乳児・幼児）
8:30	クラス別活動開始		おやつ（乳児）
9:00	おやつ（乳児） 主活動	9:00	主活動
11:00	昼食（乳児）	11:15	昼食
11:40	昼食（幼児）		
12:00	午睡（乳児）	12:30	午睡
13:00	午睡（3歳児） 活動（4・5歳児）		
14:30	おやつ（幼児）		
15:00	おやつ（乳児）	15:00	おやつ
15:30	順次降園	15:30	順次降園
18:00	合同保育 延長保育	18:00	延長保育

※ 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

※ 平日、夏季期間のみ4・5歳児は午睡します。

(4) 年間行事計画

月	行 事
4月	・入園式 ・進級式
5月	・親子遠足（3～5歳児） ・内科健診 ・不審者訓練 ・個人懇談（2歳児）
6月	・個人懇談（0,1歳児） ・保育参観（3～5歳児） ・歯科検診・内科健診 ・プラネタリウム見学（5歳児）
7月	・七夕会 ・水遊び開始 ・夏のお楽しみ会（5歳児）
8月	・水遊び終了
9月	・総合避難訓練 ・作品展
10月	・運動会 ・不審者対策訓練 ・内科健診
11月	・個人懇談（3歳児）
12月	・個人懇談会（4,5歳児）・保育参観（0～2歳児）・クリスマス会
1月	・不審者対策訓練
2月	・節分会 ・引き渡し訓練 ・生活発表会

	・名古屋市保育まつり（5歳児）
3月	・ひなまつり会　・お別れ会　・卒園式

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します

※ 詳細は入園のしおりを参照

(5) 給食の提供

(6) その他の事業の実施状況

・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

・延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

・一時預かり事業（幼稚園型）

子育て支援の充実を目的として、1号認定の在園児を対象に一時預かり保育を行います。

## 第10 利用料金

(1) 教育・保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

(3) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

・便宜に要する費用

当園では、第9に掲げる教育・保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

・特定負担額

当園では、教育・保育の質の向上を図るために、以下の費用をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する費用	給食主食費 (1・2号(3歳児クラス以上))	月額 1,500 円
	給食副食費 (1・2号(3歳児クラス以上))	月額 6,000 円
	保育活動費 (遠足、行事等にかかる実費)	年額 5,000 円程度
	用品購入費	年額 1,200 円～35,000 円程度 ※別表参照

## 第 11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、教育・保育の提供を終了するものとします。

### 利用終了となる場合

- ・ 1号・2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- ・ 2号・3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・ 保護者から退園の願出があったとき(保護者は退所予定日の45日前までに園に書面にて申し出てください。ただし、市町村の利用調整により、他の認可保育施設への利用決定がされた場合は、利用決定後すみやかに申し出てください。)

### 当園より利用契約を解除する場合

- ・ 預かり保育料等の教育・保育に関わる費用の支払いを遅延した場合で、事業者が再三にわたり徴収に努めても支払いに応じないとき
- ・ 保護者、園児、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員その関係者又は他の園児に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合
- ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

## 第 12 緊急時等の対応方法

### (1) 学校医

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は学校医への連絡を行います。

医療機関の名称	大清水クリニック
医 師 名	柴田 真一

所在地	名古屋市緑区大清水西201
電話番号	052-879-3388
医療機関の名称	やまもとデンタルクリニック
医師名	山本 雅人
所在地	名古屋市緑区水広3-516
電話番号	052-842-8783

(2) 損害賠償制度への加入

当園では、「ほいくの保険」に加入しています。

第13 非常災害対策

暴風警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 午前6時までに解除された場合 …登園できます</li> <li>・ 午前6時以降、保育時間中に解除された場合 …解除2時間後から登園できます。</li> <li>・ 登園後に発令された場合 …閉園となります。お迎えをお願いします。</li> </ul>
高齢者等避難開始（警戒レベル3） 特別警報発令時 ※その他行政の判断による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴風警報発令時と同様の対応となります。</li> <li>・ 適用地域内の保育日は解除されるまで休園となります。</li> <li>・ 登園後に発令された場合は避難所まで避難させます。速やかにお迎えをお願いします。</li> </ul>
震度5強以上の地震発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育中に発生した場合、保育は中止し、園児は園で待機します。安全を確認した上でお迎えをお願いします。翌日以降は園から連絡のあるまでの間、登園を見合わせていただくこともあります。</li> <li>・ 登降園中に発生した場合は、そのまま帰宅してください。</li> <li>・ 在宅中に発生した場合（帰宅した場合は）、園から連絡があるまでの間、登園を見合わせていただくこともあります。</li> <li>・ 園外保育出発後に発生した場合は、直ちに情報を集めて対応について連絡します。出発前、帰園後に発生した場合は、上記と同様の措置を講じます。</li> </ul>
南海トラフ地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査中</li> <li>・ 保育中（在園中）に発表された場合、通常通り保</li> </ul>

震臨時情報	・注意	<p>育を実施します。ただし、状況によっては 保育を中止します。その際は、安全を確認して迎えに来てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登降園中に発表された場合は、原則としてそのまま登降園します。降園した場合は、園から連絡がない限り、翌日は通常通り登園してください。</li> <li>・在宅中に発表された場合は、特に園から連絡がない限り、通常通り登園してください。</li> </ul>
	・警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園が事前避難対象地域となった場合は原則 1 週間の休園となります。</li> </ul>
避 難 訓 練		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、火災の訓練を毎月 1 回行っています。</li> </ul>
非 常 災 害 用 備 蓄		<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料…1 人あたり 3 食分を備蓄しています。</li> <li>・水…1 人あたり 3L を備蓄しています。</li> </ul>

#### 第 14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、門はオートロックで常時施錠しています。開錠はカメラ付きインターホンにて、氏名と顔を確認し開錠します。

また、当園は防犯カメラで園の周辺を監視・記録しています。

#### 第 15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者（園長）を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

#### 第 16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当 園 苦 情 相 談 窓 口	<p>苦情解決責任者 園長</p> <p>苦情受付担当者 副園長</p>
第 三 者 委 員	<p>細 萱 大 祐（株式会社ピスタ代表）</p> <p>深 澤 知 子（監事）</p> <p>名古屋市中区栄 3 - 1 4 - 7</p> <p>電 話 0 5 0 - 6 8 6 8 - 4 8 4 6（細 萱）</p> <p>0 5 2 - 2 6 5 - 0 1 9 0（深 澤）</p> <p>F A X 0 5 2 - 2 6 5 - 0 1 9 1</p>

<受付>

8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

(土日祝、年末年始日を除く)

#### 第 17 その他留意していただきたいこと

- (1) 喫煙について・・・当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 宗教活動、政治活動、営利活動について・・・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- (3) 飲酒について・・・当園の敷地内での飲酒はご遠慮ください。また、酔った状態での送迎はお控えください。

※この重要事項説明書の内容は、令和 8 年 4 月現在の情報です。